

議案第52号

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月5日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者センター条例（平成12年9月目黒区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「実費」の次に「（以下「実費」という。）」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

（利用料金等の収入）

第19条の2 区長は、相当と認めるときは、指定管理者に心身障害者センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び実費（以下「利用料金等」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、次の各号に掲げる者は、当該指定管理者が別に定めるところにより、当該指定管理者にそれぞれ当該各号に定める額の利用料金を支払わなければならない。

(1) 生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をした者  
第11条第1項に規定する額

(2) 第3条第4号に規定する事業を利用した者 第11条第2項に規定する額

(3) 第8条第1項ただし書の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者 第11条第3項から第5項までに規定する使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める額

3 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合

には、当該指定管理者は、第11条第6項に規定する規則で定める事業については、実費を徴収することができる。

- 4 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、第11条から第14条までの規定は、適用しない。
- 5 指定管理者は、利用料金の減免及び還付を行う場合には、第13条及び第14条の規定に準じて行わなければならない。
- 6 区長は、第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、収受した利用料金等の一部を区に納付させることができる。

#### 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説明) 心身障害者センターに利用料金制を導入するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (現行に同じ。)</p> <p>2～5 (現行に同じ。)</p> <p>6 区長は、規則で定める事業については、規則で定める実費(以下「実費」という。)を徴収することができる。</p> <p><u>(利用料金等の収入)</u></p> <p><u>第19条の2 区長は、適当と認めるときは、指定管理者に心身障害者センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び実費(以下「利用料金等」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として收受させる場合には、次の各号に掲げる者は、当該指定管理者が別に定めるところにより、当該指定管理者にそれぞれ当該各号に定める額の利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 生活介護又は短期入所の利用(支給決定に係る利用に限る。)をした</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 区長は、規則で定める事業については、規則で定める実費を徴収することができる。</p>

者 第11条第1項に規定する額

(2) 第3条第4号に規定する事業を利用した者 第11条第2項に規定する額

(3) 第8条第1項ただし書の規定により会議室等及び施設備付特殊器具の利用の承認を受けた者 第11条第3項から第5項までに規定する使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める額

3 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、当該指定管理者は、第11条第6項に規定する規則で定める事業については、実費を徴収することができる。

4 第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合には、第11条から第14条までの規定は、適用しない。

5 指定管理者は、利用料金の減免及び還付を行う場合には、第13条及び第14条の規定に準じて行わなければならない。

6 区長は、第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、収受した利用料金等の一部を区に納付させることができる。